

地域研究

過疎地域自立促進特別措置法の延長・拡充と今後の過疎対策

Extension and Expansion of Act on Special Measures for Promotion for Independence of Underpopulated Areas
and Future Countermeasures for Underpopulated Areas

江端 誠一郎*

はじめに

- I. 国の過疎対策立法の変遷
- II. 過疎地域自立促進特別措置法の改正内容
- III. 福井県内の過疎地域の現状
- IV. これまでの過疎対策の成果等
- V. 福井県における今後の過疎対策の方向

おわりに

昭和30年代以降の日本の高度経済成長は、農山漁村地域から都市地域に向けて、若者を中心とした大きな人口移動をもたらし、農山漁村地域ではいわゆる過疎問題が発生しました。昭和45年から現在まで40年以上にわたり、道路などのハード整備を中心とした国の過疎対策立法に基づく振興策が実施されてきましたが、過疎地域は依然として厳しい状況にあります。こうした中、平成22年4月に「過疎地域自立促進策別措置法」が改正され、地域医療の確保や交通手段の確保、集落の活性化など、初めてソフト面の振興策が盛り込まれることとなりました。

法律の改正を受け、福井県では「福井県過疎地域自立促進方針」を策定し、①ソフト・ハード両面からの地域間格差の是正、②地域の資源、個性を活かした施策の推進、③地域のつながりや支えあいの心を活かした施策の推進の3つを今後の過疎対策の柱としました。県内過疎地域6市町も「各市町過疎地域自立促進計画」を策定し、創意工夫によるソフト事業を進めていくなど、今後、県と市町が一体となって、過疎地域の振興を図るための施策を効果的に推進していくこととしています。

キーワード：過疎地域自立促進特別措置法、過疎地域自立促進方針、
過疎地域自立促進計画、ソフト事業、今後の過疎対策

* 福井県総合政策部ふるさと地域振興課長

はじめに

わが国の過疎対策の基本法である「過疎地域自立促進特別措置法」は、10年間の時限立法として、平成22年3月31日をもって失効することになっていました。しかし、依然として厳しい過疎地域の現状や新法制定に向けた全国の自治体からの提言・要望などを踏まえ、同法の失効期限を平成28年3月31日まで6年間延長し、ハード事業に加えソフト事業にも支援を拡充することなどを内容とする一部改正法が、平成22年4月1日に施行されました。

この法律改正を受け、福井県では過疎地域の自立促進に向けた新たな方針・計画を策定するとともに、県内の過疎地域市町においても県の方針に基づいて計画を定め、住民福祉の向上や雇用の増大、地域格差の是正などを図ることとしました。

本稿では、国の過疎対策立法の変遷と今回の法律改正の内容を概観した上で、福井県内の過疎地域の現状やこれまでの対策の成果等と併せ、今般県が策定した「福井県過疎地域自立促進方針」の内容を中心に、福井県における今後の過疎対策の方向について説明したいと思います。

I. 国の過疎対策立法の変遷

昭和30年代以降の日本の高度経済成長は、農山漁村地域から都市地域に向けて、若者を中心とした大きな人口移動をもたらしました。その結果、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農山漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたす、いわゆる

過疎問題が発生しました。ちなみに、昭和42年3月に閣議決定された「経済社会発展計画」の中で、政府の公文書で初めて「過疎」の言葉が用いられました。

こうした状況に対処するため、これまで4次にわたり過疎対策に係る時限立法(いずれも10年間)が制定されてきました。

昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」では、過疎地域について、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することが目的とされ、過疎対策事業債や教育施設整備に係る国庫補助割合の特例、税法上の特例などの特別措置が設けられました。

昭和50年代に入り人口減少率は鈍化傾向となり、落ち着きをみせてきましたが、過去の長期にわたる人口減少により、各種公共施設の整備水準や生活水準、生産機能などは他の地域に比較して未だ低位にあり、満足すべき状態とはいえませんでした。こうした状況を背景に、昭和55年には過疎地域の振興と雇用の増大を新たに目的に加えた「過疎地域振興特別措置法」が制定され、老人福祉の増進や中小企業に対する資金の確保などの特別措置が追加されました。

その後、過疎対策は公共施設の整備を中心に着実に成果を上げましたが、東京一極集中が加速する中で、多くの過疎地域では人口の減少や若者の流出などが顕著になり、地域の活力が低下していく状況が生じました。こうしたことを受け、平成2年には「過疎地域活性化特別措置法」が制定され、過疎地域の活性化を新たに目的に盛り込み、下水道事業の都道府県代行制度などの特例措置が追加され

ました。

そして、平成12年に平成21年度までの「過疎地域自立促進特別措置法」が制定され、過疎地域の自立促進と美しく風格ある国土の形成が目的に加えられ、通信体系の充実や地域文化の振興に関する特例措置が追加されています。

このように、4次にわたる過疎対策立法に基づき、40年にわたって時代に即応した過疎対策が進められ、基本的な社会基盤が整備されるなど一定の成果を上げてきました。しかし、過疎地域は、依然として財政状況は厳しく、人口減少や高齢化の進展、将来の存続が危ぶまれる集落の発生などの様々な問題に直面しています。他方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水、エネルギーの供給、国土の保全など、重要な公益的機能を有しています。

以上のようなことから、失効期限の6年間延長、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充などを内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成22年4月1日に施行されることとなったのです。

II. 過疎地域自立促進特別措置法の改正内容

1. 主な改正項目

順に説明していきますが、今回の過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」といいます。)の主な改正項目は、次の3点です。

- ① 平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

- ② 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

- ③ 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

2. 過疎地域の要件の追加

過疎地域の要件は過疎法で定められていますが、人口要件と財政力要件があり、前者には人口減少率、高齢者比率(65歳以上)および若年者比率(15歳以上30歳未満)が、後者には財政力指数が使われています。財政力指数とは、地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、大きいほど財政に余裕があり、1を超えると自前の財源で財政運営が可能な団体(地方交付税の不交付団体)とされています。過疎地域は要件に該当する市町村の区域とされていますが、市町村合併があった場合には、原則、合併前の旧市町村の区域とされます。

今回の法律改正により、改正前の過疎地域に加え、平成17年度国勢調査の結果に基づき表1の地域要件が追加されました。その結果、改正前より56団体増え、平成22年4月1日時点で、大阪府と神奈川県を除く45都道府県の776団体が過疎地域市町村となっています。

表1 新たな地域要件

(1)かつ(2)に該当する地域
(1)人口要件：次のいずれかに該当すること
1) S35年～H17年の人口減少率が33%以上
2) S35年～H17年の人口減少率が28%以上、高齢者比率29%以上
3) S35年～H17年の人口減少率が28%以上、若年者比率14%以下
4) S55年～H17年の人口減少率が17%以上
*ただし、1)2)3)の場合、S55年～H17年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。
(2)財政力要件：平成18年度～平成20年度の3か年平均の財政力指数が0.56以下、かつ、公営競技収益が20億円以下であること。

また、過疎地域と全国の関係市町村数や人口、面積の関係は、表2のとおりとなります。

表2 過疎地域の状況

	過疎地域	全 国	過疎地域の割合
関係市町村数(H22.4.1)	776	1,727	44.9 %
人口(平17国調：万人)	1,124	12,777	8.8 %
面積(平17国土地理院調査：km ²)	216,477	377,915	57.3 %

なお、福井県内の過疎地域市町は、改正前と同様、表3の6市町7区域です。県内の市町村数(17市町)に占める過疎地域市町村数(6市町)の割合は35.3%となり、過疎地域がある45都道府県の平均が44.9%ですので、福井県は全

国的に見れば過疎地域市町村数が少ない県といえます。

表3 福井県の過疎地域市町

①福井市(旧美山町・越廼村区域)
②大野市(旧和泉村区域)
③池田町
④南越前町
⑤越前町(旧越前町区域)
⑥おおい町(旧名田庄村区域)

3. 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

昭和45年以降今日までの過疎対策立法に基づく過疎対策は、まず都道府県が国と協議して方針を策定し、その方針に基づき市町村が都道府県と協議して計画を定め、その計画に基づいて各種事業を進めていくという仕組みになっています。

改正前の過疎法も、都道府県は過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」といいます。)や過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」といいます。)を「定めるものとする」とされ、過疎地域の市町村は議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」といいます。)を「定めなければならない」とされていました。

しかし、地方分権推進の観点から、今回の改正によってこれらの規定はいずれも「定めることができる」とされ、策定は各団体の判断に委ねられることになりました。ただし、

市町村が後に述べる過疎対策事業債などを活用して事業を行うためには、その事業が自立促進方針に基づき定められる市町村計画に位置付けられていることが要件となるため、結果的には45都道府県全てで自立促進方針が策定されることになりました。

4. 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

(1)特別措置の概要

最初に、過疎法に基づく支援措置の全体像を見ておきます。

① 国の補助のかさ上げ等

統合に伴う小中学校校舎や公立保育所の整備などについて、国の補助率のかさ上げ(1/2→5.5/10等)があります。

② 過疎地域自立促進のための地方債

今回の主たる改正項目であり、(2)で説明します。

③ 都道府県代行制度

基幹的な市町村道や農道、市町村が管理する公共下水道のうち、特定のものについては、都道府県が代行整備することができます。

④ 行政上の特別措置

医療の確保、高齢者福祉の増進、交通の確保に係る支援などの特別措置があります。

⑤ 金融措置

株式会社日本政策金融公庫等の資金貸付等の制度があります。

⑥ 税制措置

所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例、減価償却の特例等の措置があります。

⑦ 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置

地方公共団体が、過疎地域内において行う事業税、不動産取得税または固定資産税の課税免除等を行った場合、その減収分に対し、3年間地方交付税による補填措置があります。

今回の改正により、⑥⑦の減価償却の特例、減収補填の対象業種として、これまで実績がほとんどなかったソフトウェア業が除外され、過疎地域の雇用への貢献が期待できるコールセンターが対象とされました(平成22年12月末現在、福井県内の過疎地域には、まだコールセンターはありません。)

(2)過疎対策事業債の拡充

先にも触れたとおり、過疎地域自立促進のための地方債(以下「過疎対策事業債」といいます。))については、今回、最も重要な制度改正が行われました。

過疎法に基づく特別措置により、過疎地域の市町村は、市町村計画に基づいて行う市町村道、農道、林道、漁港、港湾、観光またはレクリエーションに関する施設などのハード整備に必要な経費について、過疎対策事業債をもってその財源とすることができます。過疎対策事業債は充当率100%(事業費のうち、国庫補助等を除いた市町村の自己負担分に100%起債を充当可能)で、元利償還金の70%が交付税で措置(起債返済額のうち、70%が国からの交付税で市町村に還元)されるという大変有利な地方債で、この起債を使って事業を進められることが、過疎地域市町村の大きなメリットとなっています。

そして、今回の改正により、この過疎対策事業債のハード整備の対象施設として、認定こども園および市町村立の幼稚園、図書館などが追加されるとともに、さらに今回初めてソフト事業が過疎対策事業債の対象とされることになりました。

これは、福井県からも国に対し強く要望していたものであり、今回の過疎法改正の目玉ともいえる項目です。地域の診療所で勤務する医師の確保や住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持および活性化など、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業で市町村計画に定められたものが対象となります。

ソフト事業の対象範囲は具体的には示されていませんが、市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費や生活保護等法令に基づき負担が義務付けられている経費、地方債の元利償還に要する経費などを除き、過疎地域市町村が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして実施するソフト対策を広く支援しようとするものであり、積極的な活用が期待されています。

以上が今回の過疎法の主な改正内容ですが、過疎法の失効期限が平成28年3月31日までの6年間延長されたことに伴い、自立促進方針、都道府県計画および市町村計画を新たに定める場合、その期間は平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とすることが適当とされました。

Ⅲ. 福井県内の過疎地域の現状

国の過疎対策立法の変遷や今回の過疎法の改正内容を見てきましたが、ここからは、福井県内の過疎地域(6市町7区域)に目を向け、地域の現状や今後の過疎対策の方向などについて説明します。

1. 過疎地域市町の人口・財政力

まず、過疎地域の現状を見る場合、就業構造や工業出荷額、商品販売額、入込観光客数など色々な指標がありますが、ここでは、過疎地域の地域要件とされている人口と財政力を中心に見てみます。

県全体に占める過疎地域市町の割合は、表4のとおり、面積で28.7%、人口で3.8%、世帯数で3.5%となっており、人口密度は26.0人/km²と県平均の7分の1以下となっています。

また、過疎地域市町の財政力指数は、平成18年度から20年度までの3か年度平均で0.205であり、県内市町の単純平均0.641の3分の1未満でやはり財政力が弱い地域ということがいえます。先にも触れたとおり、財政力指数は、普通地方交付税の算定に用いる基準財政需要額を基準財政収入額で除して得た数値で、通常3か年度間の平均値が用いられ、地方公共団体の財政力の強弱を示し、大きいほど財政に余裕があるとされます。

表5により人口についてももう少し細かく見てみると、平成12年と平成17年の国勢調査人口を比較すると、県平均の人口減少率0.9%に対し、過疎地域市町平均では8.0%の減少率で、約9倍の格差があります。

また、平成17年の高齢者(65歳以上)の割合については、県平均の22.6%に対し、過疎地域平均は31.3%と8ポイント以上の開きがあります。

さらに、若年層(15～29歳)の占める割合も、県平均の16.0%に対し、過疎地域市町平均が13.9%であり、過疎地域市町の人口減少や高齢化がより進んでいることがわかります。

表4 県内過疎地域市町の概況

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口密度 (人/km ²)	財政力指数
福井市 (旧美山町区域) (旧越廼村区域)	137.73 15.35	4,942 1,629	1,382 556	35.9 106.1	0.280 0.118
大野市 (旧和泉村区域)	332.38	669	253	2.0	0.197
池田町	194.72	3,405	1,060	17.5	0.148
南越前町	343.84	12,274	3,542	35.7	0.306
越前町 (旧越前町区域)	35.16	5,595	1,762	159.1	0.228
おおい町 (旧名田庄村区域)	143.83	2,747	905	19.1	0.159
過疎地域 市町計	1,203.01 (28.7%)	31,261 (3.8%)	9,460 (3.5%)	26.0	0.205
県全体	4,189.25	821,592	269,577	196.1	0.641 (町平均0.560)
備考	平成17年 (国土地理院)	平成17年 (国勢調査)	平成17年 (国勢調査)	平成17年	平成18～20年度 平均

表5 県内過疎地域市町の人口推移等

	人 口			高齢者(65歳以上)率			若年者(15～29歳)率		
	平成7年	平成12年	平成17年	7年	12年	17年	7年	12年	17年
福井市 (旧美山町の区域)	5,699 ▲7.0%	5,299	4,942 ▲6.7%	24.9%	29.8%	32.8%	13.7%	14.1%	13.6%
福井市 (旧越廼村の区域)	2,008 ▲7.0%	1,867	1,629 ▲12.8%	23.7%	29.0%	33.3%	18.2%	18.6%	13.9%
大野市 (旧和泉村の区域)	824 ▲8.7%	752	669 ▲11.0%	26.5%	30.1%	31.1%	12.6%	13.6%	11.2%
池田町	4,032 ▲6.8%	3,759	3,405 ▲9.4%	29.0%	34.6%	38.9%	11.7%	12.3%	12.6%
南越前町	13,616 ▲2.9%	13,221	12,274 ▲7.2%	22.2%	26.0%	28.9%	16.0%	16.1%	14.9%
越前町 (旧越前町の区域)	6,846 ▲10.7%	6,112	5,595 ▲8.5%	22.6%	26.4%	30.1%	16.0%	15.8%	14.7%
おおい町 (旧名田庄村の区域)	3,013 ▲4.9%	2,951	2,747 ▲6.9%	23.3%	28.6%	30.8%	13.8%	13.2%	11.1%
過疎 市町計	36,128 ▲6.0%	33,961	31,261 ▲8.0%	23.6%	28.1%	31.3%	15.0%	15.2%	13.9%
県計	826,996 0.2%	828,944	821,592 ▲0.9%	17.7%	20.5%	22.6%	18.9%	18.2%	16.0%

2. 全国との比較

次に、表6により、平成12年から17年にかけての人口増加率を全国と比較すると、全国の過疎地域市町村平均が△5.4%であるのに対し、県内の過疎地域市町村は△8.0%となっており過疎化が進んでいることがわかります。

一方、若年者比率や高齢者比率については、県内の過疎地域市町村と全国の過疎地域市町村の間で大きな差はなく、若年者比率は県内が13.9%、全国が13.0%、高齢者比率は県内が31.3%、全国が30.2%となっています。また、高齢者のみの世帯数が総世帯数に占める割合についても大きな差はなく、県内が25.4%、全国が23.7%となっています。

表6 人口増加率等の全国との比較

人口	人口 (平17国調)		人口増加率 (H12-H17)	
	全国	本県	全国	本県
過疎市町村	10,683千人 (全体の8.4%)	31千人 (全体の3.8%)	△ 5.4%	△ 8.0%
全市町村	127,768千人	822千人	0.7%	△ 0.9%

人口構成	若年者比率 (平17国調)		高齢者比率 (平17国調)	
	全国	本県	全国	本県
過疎市町村	13.0%	13.9%	30.2%	31.3%
全市町村	17.4%	16.0%	20.1%	22.6%

※高齢者比率：総人口に占める65歳以上人口の比率
 ※若年者比率：総人口に占める15～29歳人口の比率

世帯数	全国 (平17国調)		本県 (平17国調)	
	総世帯数	高齢者世帯数	総世帯数	高齢者世帯数
過疎市町村	3,821,536 (100.0%)	906,649 (23.7%)	9,460 (100.0%)	2,404 (25.4%)
全市町村	49,062,530 (100.0%)	8,351,820 (17.0%)	269,577 (100.0%)	41,843 (15.5%)

※高齢者世帯数：他の世帯員がいない高齢者(65歳以上)1人だけの単身世帯数および他の世帯員がいない高齢者夫婦(夫65歳以上、妻60歳以上)世帯数の合計

IV. これまでの過疎対策の成果等

1. 過疎法に基づく過疎対策の成果

県内の過疎地域で、この10年間に過疎法に基づき実施された対策の成果を分野ごとに整理すると、次のようになります。

(1)農林水産業

農道や林道、漁港関連道、ほ場、用排水路、ライスセンターなどの整備が進むとともに、過疎地域市町村、JA、農家等が一体となって農業をサポートする体制が整備され、アグリサポーターによる農作業の受託など、従事者が不足している過疎地域農業の振興が図られました。

また、農産物直売所の設置等が進められ、特産物等の販売ルートが拡大しただけでなく、生産者の生きがいづくりなどにも貢献しました。

鳥獣害対策については、電気柵や捕獲檻の設置に対する支援、有害鳥獣の捕獲・駆除など、総合的な対策により被害の拡大を防止しました。

(2)道路・通信網

表7のとおり、この10年間で市町村道の改良率は53.2%から61.2%に向上し、国道158号や365号、福井四ヶ浦線や坂本高浜線をはじめとする県道などの整備によって、都市部への移動時間が大幅に短縮しました。また、中部縦貫自動車道油坂峠道路の全線開通、舞鶴若狭自動車道舞鶴東IC～小浜西ICの開通により、中京圏・関西圏へのアクセスも向上しました。

河野海岸有料道路の無料化や南条スマートICの完成など、日常生活での利便性が向上し、新清水谷トンネルや木の芽峠トンネルの開通など、冬期間の道路交通の安全も確保されました。

通信の面では、県内すべての過疎地域にケーブルテレビ網が整備され、地上デジタル放送への対応も完了しました。

(3)医療

医師の研修・派遣制度により、大野市旧和泉村区域、池田町の診療所の医師が確保されるとともに、無医地区であった福井市旧越廼村区域に診療所が新設されました。おおい町旧名田庄村区域においては、診療所医師を町職員として確保するなど、地域に根付いた診療が行われています。

表7 公共施設等整備状況

区 分		平成11年3月31日現在		平成21年3月31日現在		平成21年－平成11年	
		県全体	過疎市町計	県全体	過疎市町計	県全体	過疎市町計
市町村道	改良率(%)	63.9	53.2	70.6	61.2	6.7	8.0
	舗装率(%)	84.8	75.2	91.0	81.3	6.2	6.1
水洗化率(%)		77.6	51.8	90.8	91.0	13.2	39.2
水道普及率(%)		95.1	95.0	96.5	96.8	1.4	1.8

(4)生活

簡易水道や集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備が進められ、上下水道などの基本的な社会基盤は概ね整ったといえます。特に、水洗化率は表7のとおりH10年度の51.8%からH20年度には91.0%と大きく改善し、県平均をわずかに上回るなど、地域間格差の是正が図られました。

(5)定住

UJIターン希望者に対する福井での暮らしや就職に関する相談会の開催、空き家情報の提供などにより、過疎地域への「新ふくい人」の招致が図られました。また、都市部住民が過疎地域等の集落に数日間宿泊し、農作業を手伝う「ふるさとワークスティ」の実施など、都市部住民との交流、定住の促進が図られています。

(6)災害復旧

平成16年に発生した福井豪雨では、一部の過疎地域が未曾有の被害を受け、道路・電気・水道等の社会基盤に多大な損害を被りましたが、迅速な復旧が図られるとともに、河川の浚渫、砂防ダムの設置などの再発防止策も講じられました。

表8 市町別公共施設等整備状況(平成21年3月31日現在)

区 分		県全体	過疎市町計	福井市		大野市	池田町	南越前町	越前町	おおい町
				旧美山町区域	旧越廼村区域	旧和泉村区域			旧越前町区域	旧名田庄村区域
市町村道	改良率(%)	70.6	61.2	80.2	80.8	79.7	57.0	61.0	26.1	55.6
	舗装率(%)	91.0	81.3	95.1	100.0	62.3	83.1	82.8	47.6	87.1
水洗化率(%)		90.8	91.0	96.5	96.5	73.5	84.5	92.6	86.6	91.7
水道普及率(%)		96.5	96.8	95.1	100.0	97.5	92.2	96.4	100.0	97.4

2. 過疎対策の評価

1. のように、福井県内の過疎地域においては総合的な過疎対策が実施され、

- ① 産業振興施策により、農林水産業の生産基盤、近代化施設等の整備が行われ、生産性の向上、省力化等に寄与した。
 - ② 交通通信網の整備により、日常生活の利便性が向上した。
 - ③ 生活環境施設などの整備が進められ、住民福祉の向上が図られた。
- 等の成果を上げてきました。

しかし、県内の過疎地域は、人口減少や高齢化の進展、農林水産業などの基幹産業の不振、就業の場の不足など、依然として厳しい状況にあります。また、最近「限界集落」という言葉が取り上げられるように、住民の高齢化が進み、維持が困難となっている集落の問題や、市町村合併が進み、過疎地域と非過疎地域との振興策のバランスが難しいといった新たな課題も生じてきています。

こうしたことから、今後の求められる施策としては、社会基盤の整備などこれまでのハード面の対策に加え、公共交通の充実や地域医療の確保、個々の集落対策など、今回の過疎法改正の狙いでもあったソフト面の対策

強化がより重要になってくるものと思われます。

Ⅲ. 福井県における今後の過疎対策の方向

1. 福井県自立促進方針等の策定

過疎法の延長・拡充を受け、福井県では県内過疎地域の現状等も踏まえ、過疎地域市町や国との協議を経て、平成22年11月、「福井県過疎地域自立促進方針」(以下「福井県自立促進方針」といいます。)を策定しました。

福井県自立促進方針は、平成22年度から27年度までの6年間の計画期間とし、県内過疎地域の現状や問題点、これまでの対策の評価等を記した上で、県内過疎地域の自立促進に向けた基本的な方向を示すとともに、産業、交通、生活環境、保健、福祉、医療、教育、文化などの項目ごとに施策の方針等を示しています。

そして、県内過疎地域の自立促進に向け、福井県自立促進方針は過疎対策の基本的な方向として次の3つを柱に掲げ、各種施策を進めていくこととしました。

(1)ソフト・ハード両面からの地域間格差の是正

これまでの過疎対策により、道路や上下水道、情報通信等の基本的な社会基盤の整備が進むなど、一定の成果を上げてきました。そうした中で、今後ハード面では、過疎地域と近隣都市、合併前の旧市町村間を結ぶ広域的な基幹道路の整備や遊休公共施設の改修、老朽施設等の更新・耐震化などへの対応を進めていきます。

一方、医師不足や高齢化が進んだ集落の問題など、これまでのハード面の対策だけでは対応できない課題も少なくないため、地元大学等と連携した地域医療を担う医師の確保や人的支援をはじめとする総合的な集落対策など、本県独自のソフト施策の充実を図り、ソフト・ハード両面から地域間格差の是正を図っていきます。

【施策の方向】

◇医療の確保

- ・地元大学等の協力のもと、診療所医師の研修体制の充実や研修医の派遣など、ソフト施策の推進
- ・診療所と医療機関との連携、医療情報システムの導入
- ・診療所設備等の整備・更新

◇交通の確保

- ・デマンド型交通の導入、スクールバスの一般住民利用など、地域の実情に応じたソフト施策の推進
- ・合併前の旧市町村間を結ぶ道路等の整備

◇集落の維持・活性化

- ・集落の活動をサポートする集落支援員の配置など、ソフト施策の推進

- ・集落共用施設の改修等への支援

◇老朽施設の更新、耐震化

- ・小中学校施設の耐震化
- ・簡易水道の統合、下水処理施設等の更新など

(2)地域の資源、個性を活かした施策の推進

過疎地域が元気を取り戻していくためには、地域の資源や個性を最大限に活かしていくことが大切です。福井県の過疎地域には、里地・里山などの豊かな自然、越前がにやコシヒカリなどのおいしい食材、伝統的民家等の美しい景観など、ふるさとの良さが数多く残っています。さらに、県全体でみても、共働き率が高く、女性の社会進出が進み、子育て環境も充実しているなど、本県の住みやすさが証明されています。

こうした魅力を十分にPRし、農林水産物のブランド化やふるさと帰住の促進など、地域の個性や資源、強みを活かした施策を推進することにより、県内過疎地域の元気再生を図っていきます。

【施策の方向】

◇農林水産物のブランド化

- ・適期田植えによる良質米の生産、産地ブランド化の推進
- ・都市圏への営業活動の展開
- ・市場に出回らない農産物の集出荷の促進
- ・「ふくいブランド材」の安定供給体制の確立

◇観光・交流の推進

- ・農山漁村の自然体験、教育旅行誘致などの推進
- ・福井の魅力のPR、ふるさと帰住の促進
- ・定住促進のための住宅の整備

◇起業の促進

- ・地域の特産品の商品化など、スモールビジネスへの支援

◇地域の文化、資源の保存・継承

- ・伝統的民家の改修等への支援
- ・伝統行事や祭りの復活等への支援 など

(3)地域のつながりや支えあいの心を活かした施策の推進

過疎地域は、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、多面的・公益的な機能を有しており、こうした地域が健全に維持されることは、都市部を含めた社会全体の安全・安心な生活に寄与するものといえます。

このため、今後は過疎地域の問題を社会全体のこととして捉え、対応していくことが重要であり、都市部との交流やUJ Iターンなどを進め、都市部住民と一緒に過疎地域の活性化に取り組んでいきます。また、高齢者や子どもを地域で見守る体制づくりや集落ぐるみの鳥獣害対策、地域で支える農林水産業の推進など、本県の特徴である地域のつながりや支えあいの心を活かした施策を推進し、過疎地域を社会全体で守っていきます。

【施策の方向】

◇農林水産業の担い手確保

- ・集落ぐるみの鳥獣害対策の推進
- ・集落営農など、地域ぐるみで支える農林水産業の推進
- ・地元建設業者の農業等新分野への進出促進

◇地域で支える介護・子育て

- ・地域密着型在宅サービス事業所の整備促進
- ・自治会や民生委員等が連携した地域の高齢者見守り体制の整備

- ・地域の子育て支援体制の整備

- ・家庭・地域・学校が一体となった教育活動の推進

- ・廃校舎等の改修・利活用

◇都市部住民との連携

- ・地域おこし協力隊や新ふくい人など、都市部住民との連携・交流によるコミュニティ活性化の促進 など

なお、福井県自立促進方針に基づき、県では「福井県過疎地域自立促進計画」も策定しました。市町村計画と異なり、掲載事業について過疎対策事業債適用等の特別措置はありませんが、現時点で継続中の県事業をリストアップし、全体を把握することを主目的としています。

2. 県内市町計画の策定

最後に、県内過疎地域6市町も、福井県自立促進方針に基づき、各市町の議会の議決を経て「各市町過疎地域自立促進計画」(以下「県内市町計画」といいます。)を策定しました。誌面の関係上、ここでは表9により6市町における過疎対策の基本方針のポイントのみ整理しておきますが、山間地域、海岸地域などの地域特性に応じ、対策の方針にも違いが表れています。

県内市町計画には、道路などのハード整備に加え、診療所医師の確保やコミュニティバス・福祉バスの運行、通学費用の助成、高齢者宅への配食サービス、地域特産品の生産性向上・ブランド化・大都市圏への売込みなど、市町の創意工夫によるソフト事業も掲げられており、過疎対策事業債を活用するかどうかについては、毎年度、県と協議しながら決めていくこととなります。

表9 過疎対策の基本方針のポイント

福井市	<p>(美山地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「河内赤かぶら」や「南宮地そば」などの特産品や、一乗谷朝倉氏遺跡と永平寺を結ぶ要所として近年注目されているなど、恵まれた自然環境を活かし、農林業と観光の役割を担う地域として「暮らし美味しい美山の郷」を目指す。 <p>(越廼地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水仙と海」を中心とした産業や文化を守り、水産業と観光の役割を担う地域として「水仙と海の文化地域・越廼」を目指す。漁港の整備や漁業組合の組織強化支援、水産物加工への補助により、漁業経営の安定化を図るとともに、イベントを通じて地域の魅力を発信し、市外からの観光客増につなげていく。
大野市	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、防災・消防、住民福祉、公共交通及び除雪の体制を確保し、維持していくことが重要であるとともに、集落の活性化を図りつつ、地域ぐるみでの支え合いや見守りといった方法を含め、体制を維持していくことに重点を置く。 ・これまで積極的に整備してきた自然志向型の通年滞在型観光レクリエーション基地を活かし、観光と農林水産など地域産業の連携による地域の活性化や、都市との交流に取り組んでいく。
池田町	<p>(ア) 地域間格差の是正と、安全・安心な生活の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト・ハード両面から地域格差の是正を進め、安全で安心できる暮らしを確保していく。 <p>(イ) 地域資源を活かした産業開発・事業創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町と民間と住民との「協働」により農村資源を「価値化」していくため、異なる団体・組織による新たな組織化と、商品開発や販路開拓を強く進めていく。 <p>(ウ) 地域のつながりを活かした施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市との交流やI・Uターンなどを進め、地域の活性化に取り組んでいくとともに、地域社会のコミュニティの力を守るためのまちづくりを支援し、地域のつながりや支えあいの心を活かした施策を推進していく。
南越前町	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の利便性の高い恵まれた立地特性をアピールし、企業立地を促進するとともに、国道305号の整備促進を図り、観光スポットのネットワークを構築し、農林水産業と連携した通年型、滞在型観光の振興に重点的に取り組む。 ・集落、自治会などの地域別住民組織の育成や、ボランティア団体、NPOなどのネットワーク構築と支援を進め、「行政主導・住民参加」のまちづくりを「住民主体・行政支援」のまちづくりへと進化させていく。 ・通信基盤の整備活用を図り、地域内外に向けた情報発信を行うとともに、行政運営および行政サービスにあたっては、情報ネットワークを活用し、事務事業の効率性と住民の利便性の向上を図る。

<p>越前町</p>	<p>① 快適で安全に住める地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守りながら、住宅地や道路網、情報通信基盤を整備するとともに、地域防災体制の強化に取り組む。 <p>② 健康で安心して暮らせる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なところでいつでも誰もが受けることのできる保健・医療・福祉サービスの充実に取り組む。 <p>③ 人が輝き交流で満ちあふれる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の地域づくりを推進するとともに、生涯学習システムの整備に取り組む。学校教育では、生きる力を育む教育環境の充実に取り組む。 <p>④ 元気で活力みなぎる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業や地場産業の振興を図り、企業誘致やコミュニティビジネスの育成、新規産業の創出による新たな就業機会の確保に向けた取組みを行う。 <p>⑤ 個性豊かで誇りの持てる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源のネットワーク化、農林水産業を活かしたツーリズムの展開等により、地域の魅力を実感できる通年・滞在型の観光の確立に取り組む。
<p>おおい町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業については、生産者および生産組織の生産意欲の向上のための連携強化、参加型および体験型農林業の推進、観光との連動による相乗効果を図っていく。 ・観光については、通年型および滞在型観光への脱却、農林業を含む田舎生活を活かした地域間交流と観光のための条件と環境整備を積極的に進めていく。 ・生活環境面では、豊かな自然と快適な生活空間を守り、郷の原風景を創造するため独自の環境条例が施行され、今後は、ゴミの減量化や分別の細分化などに対する地域住民意識の高揚、通過客などによるゴミ投棄の対策などが必要となっている。

おわりに

以上、福井県自立促進方針の内容を中心に、福井県における今後の過疎対策の方向について説明させていただきました。

本文でも述べたように、これまでの過疎対策によって、県内の過疎地域は、生活インフラの整備など一定の成果を上げてきました。しかし、過疎地域以外の地域との差はなお存在し、人口減少や高齢化の進展、農林水産業などの基幹産業の不振、就業の場の不足など、依然として厳しい状況は続いています。

他方、本県の過疎地域は、里地・里山などの豊かな自然、山菜などの新鮮な食材、伝統的な民家や祭りなどの地域の文化といった福井の良さが数多く残っている地域といえます。また、都市部や下流域を含めた自然災害防止機能など国土の保全機能を有し、癒しや安らぎの場を求める都市住民のニーズに応える場としての役割も担っています。

今後の過疎対策は、こうした過疎地域が有する多面的・公益的な役割や意義を認識し、積極的に位置付けた上で考えていくことが必要と思われます。また、今般県が策定した「福井県民の将来ビジョン」にもあるように、今後の過疎対策の実施に当たっては、福井に残る「つながりの力」を生かしていくことが何より大切です。少子高齢化が加速する中、この「つながりの力」を強化し、県や市町と住民が共通の問題意識を持って、地域を共に支え合っていくことが特に重要と思われます。

県としても、市町とともに、ソフト・ハード両面から、過疎地域の資源や個性を生かし、地域のつながりや支えあいの心を生かした施策を効果的に進めていきたいと考えています。

【参考文献】

佐々田智弘「法律解説 総務 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律－平成22年3月17日法律第3号」法令解説資料総覧2010年8月号

佐藤啓太郎「過疎地域自立促進特別措置法の拡充と延長(1)(2)(3)」地方財務2010年6・8・10月号

同上「過疎地域自立促進特別措置法の拡充・延長について－新制度の概要とソフト対策の推進に向けての研究会報告」地方財政2010年6月号

総務省自治行政局過疎対策室『平成21年度版過疎対策の現況』2010年10月

同上『新たな過疎対策の推進に向けて－新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会報告書－』2010年3月

同上ホームページ「新たな過疎対策について」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kaso-main0.htm

注)

「福井県過疎地域自立促進方針」および「福井県過疎地域自立促進計画」ならびに「各市町過疎地域自立促進計画」は、福井県(下記アドレス)および各市町HPに掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/furusato-shinko/furusato/kasokeikaku.html>